

令和5年度「居合道一種・二種」審査会 実施要項

1. 主催 一般財団法人 北海道剣道連盟
2. 主管 一般財団法人 北海道剣道連盟居合道部会
3. 期 日 別記「令和5年度審査会一覧表」参照 受付開始 午後 1時 00分
4. 会 場 別記「令和5年度審査会一覧表」参照
5. 受 審 資 格
 - (1) 北海道剣道連盟居合道部会の会員で、会費が納入済みである者。
 - (2) 第一種
受審日1年以内の北海道剣道連盟及び居合道部会が主催する「居合道講習会」を申請時まで受講し、学科審査に合格した者。
 - ア. 初 段 居合道一級受有者で**満13歳以上の者**。(中学生は一級受有後6ヶ月以上経過している者)
※ 年齢基準は審査会当日とする。
 - イ. 二 段 居合道初段受有者で、受有後1年以上経過した者。
 - ウ. 三 段 居合道二段受有者で、受有後2年以上経過した者。
 - (3) 第二種
 - ア. 四 段 居合道三段受有者で、受有後3年以上経過し、北海道剣道連盟主催の「居合道講習会」を申請時まで2回以上受講し、学科審査に合格した者。(令和5年度は1回以上)
 - イ. 五 段 居合道四段受有者で、受有後4年以上経過し、北海道剣道連盟主催の「居合道講習会」を申請時まで3回以上受講し、学科審査に合格した者。(令和5年度は2回以上)
※ 学科試験 学科試験問題は「居合道審査出題例と解答例」の冊子から2問および解答例にない設問の合計3問を出題する。
 - (4) 修業年数は暦月で数え、日は問わない。
6. 審査方法 全日本剣道連盟の称号・段位審査規則及び、北海道剣道連盟の称号・段位審査規程による。
7. 審査科目 実技(申し合せ事項により実施)
8. 申込方法
 - (1) 第一種受審者は「段位審査申請書」**正1通のみ**を作成し、「審査料」、「登録料」及び「地域剣道振興会費」を添え所属剣道連盟に申し込むこと。
 - (2) 第二種受審者は「段位審査申請書」**正1通のみ**を作成し、「審査料」及び「地域剣道振興会費」を添え所属剣道連盟に申し込むこと。(登録料は不要)
 - (3) 各剣道連盟は受審者の「段位審査申請書」、「審査料」、「登録料」及び「地域剣道振興会費」を取りまとめ一括して北海道剣道連盟事務局に送付すること。なお、個人直接の申込及び期限後の申込は一切受理しない。
 - (4) 「段位審査申請書」の様式は別記による。
 - (5) 「段位審査申請書」記載上の注意
 - ア. 男女の区別、現段(級)位、取得年月日を正確に記入すること。未記入のものは受理しない。
 - イ. 講習会受講実績は、段位審査請求書の受講回数・受講年月日欄に記載すること。
 - ウ. 住所が町村である者は、「郡名」を記載すること。
 - エ. 1級位を他都府県で取得した者は、「証書の写し」または都府県剣道連盟発行の「級位証明書」を添付し、取得都府県を明記すること。段位については、全剣連番号を記入すること。
9. 審査・登録料の取扱い
 - (1) 第一種不合格者には、「登録料」を審査会当日返納する。
 - (2) 第二種合格者は、発表後に登録料の「払込み用紙」を受け取り、1週間以内に所定の登録料を北海道剣道連盟に納入すること。
 - (3) 審査手数料として「審査料」の100分の20(上限1,500円)を受審者が所属する剣道連盟の収入とする。
 - (4) 主管手数料として「審査料」の100分の20を居合道部会の収入とする。
 - (5) 道剣連締切り日以降の取消しの申し出に対しての「審査料」の返金はしない。但し、自然災害及び指定感染症はその限りではない。
10. その他 主催者で傷害保険に加入するが、これ以上の責任は負いません。